

## 新旧対照表

(別紙 11)

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 章 業務関連業務	第 3 章 業務関連業務
第 3 節 通関手続	第 3 節 通関手続
(削除)	<u>(包括事前審査制度の適用申出)</u> <u>3 - 4</u>
	(1) <u>包括事前審査制度の適用を受けようとする者が、システムを使用して、包括事前審査制度の適用申出を行う場合には、「包括事前審査申出業務」により、品名、輸出統計品目表の適用上の所属等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせる。</u> (2) <u>税関官署は、システムを使用して行われた包括事前審査申出について、その申出に係る貨物についての必要な審査を行った上当該申出の審査を終了しようとするときは、「審査結果登録業務」によりシステムに審査終了の情報を登録するものとする。</u> (3) <u>包括事前審査を行った税関官署は、上記(1)の規定による審査終了を行った「包括事前審査申出情報」を書面に出力し、他の税関の本関業務部通関総括部門へ速やかに送付するものとする。</u>
(事前教示照会(分類)) <u>3 - 4</u> (省略)	(事前教示照会(分類)) <u>3 - 5</u> (同左)
(事前教示照会(原産地)) <u>3 - 5</u> (省略)	(事前教示照会(原産地)) <u>3 - 6</u> (同左)
(事前教示回答書(変更通知書)異議申出) <u>3 - 6</u> (省略)	(事前教示回答書(変更通知書)異議申出) <u>3 - 7</u> (同左)
(譲受申告) <u>3 - 7</u> (省略)	(譲受申告) <u>3 - 8</u> (同左)
(石油製品等移出(総保出)輸入申告) <u>3 - 8</u> (省略)	(石油製品等移出(総保出)輸入申告) <u>3 - 9</u> (同左)

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(譲渡申告) <u>3 - 9</u> (省略)	(譲渡申告) <u>3 - 10</u> (同左)